



第3章 計画目標と実施すべき施策・措置

3-1 計画目標と実施すべき施策

第2章で述べた自転車の活用推進を取り巻く状況を踏まえ、奈良県における自転車利用の将来ビジョンを掲げ、それを実現するための基本姿勢および目標を設定し、それぞれの目標に応じた実施すべき施策を定めています。

また、各施策の実施状況を評価するため、評価指標を設定します。

＜ビジョン＞

– 観光も日常もサイクリングを満喫するなら大和路 –

観光振興 ～巡る～	まちづくり ～賑わう～	安全・安心 ～守る～
〈未来像〉京奈和自転车道を軸とした広域的なサイクリングルートと自転車に優しい受け入れ環境が有機的に機能し、世界に誇る古都奈良の世界遺産等を巡るサイクルツーリズムが楽しめる未来。	〈未来像〉自転車を利用しやすいまちづくりとシェアサイクルなどの利用環境の充実により、 <u>日常的に自転車を利用する習慣や文化が根付き県民が健康に暮らせる未来。</u>	〈未来像〉徹底した安全教育と啓発活動を継続的に取り組むことにより、安全意識や自転車マナーが向上され、 <u>自転車のみならず自動車や歩行者全ての交通安全が守られた未来。</u>

観光振興 ～巡る～

自転車を活用した「観光振興」に取り組み、自転車利用のきっかけをつくる

目標：自転車による観光地への周遊を促す サイクリツーリズムの推進

実施施策	1.サイクリツーリズムの基盤となるサイクリングルートの維持管理 2.サイクリツーリズムを誰もが楽しめる受け入れ環境の充実 3.サイクリングを楽しむための情報発信の充実
評価指標	✓ 自転車交通量（京奈和自転车道における自転車交通量） ✓ 自転車の休憩所、サイクリストにやさしい宿等の認定数 ✓ ジテンシャでなら「奈良県自転車利用総合案内サイト」（奈良県公式HP）の閲覧数 ✓ サイクルイベントの参加者数（県内・県外申込者数）

まちづくり ～賑わう～

自転車のポテンシャルを活かし、地域における自転車利用を根付かせる

目標：自転車を快適に利用できる良好な生活環境の形成

実施施策	1.市町村における計画策定の促進 2.公共交通を補完するシェアサイクルの利用促進 3.県民の健康増進に向けた、自転車通勤の促進や自転車利用環境の充実
評価指標	✓ 県内市町村における自転車活用推進計画又は自転車ネットワーク計画の策定自治体数 ✓ シェアサイクル導入市町村数 ✓ 自転車の利用率

安全・安心 ～守る～

事故のない社会の実現に向け、誰もが自転車を利用しやすい環境を整える

目標：安全で安心な自転車利用文化の醸成

実施施策	1.自転車による安全利用の促進に向けた交通安全教育の推進 2.交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進 3.自転車の安全で円滑な交通の確保に向けた取組の充実
評価指標	✓ 自転車事故の発生件数 ✓ 県民のヘルメット着用率 ✓ 損害賠償保険や自転車保険の加入率



3-2 目標を実現するための施策と具体的な措置

自転車の活用推進に向けて、計画期間中に講すべき措置について、以下のとおり定めます。

目標	実施すべき施策	措置	
1. 観光振興～巡る～ 自転車による観光地への周遊を促すサイクリーズムの推進	1. サイクリーズムの基盤となるサイクリングルートの維持管理	1-1-1	広域的な周遊観光サイクリングルートの改善
	2. サイクリーズムを誰もが楽しめる受け入れ環境の充実	1-2-1	サイクルステーションの利用促進
		1-2-2	サイクルトレイン等の実施に向けた検討
		1-2-3	自転車を利用した周遊観光を支える拠点施設の充実を図るため、認定の推進
	3. サイクリングを楽しむための情報発信の充実	1-3-1 1-3-2	自転車観光などの情報発信の充実 奈良の特性を活かしたサイクルイベントの開催
2. まちづくり～賑わう～ 自転車を快適に利用できる良好な生活環境の形成	1. 市町村における計画策定の促進	2-1-1	市町村版自転車活用推進計画・自転車ネットワーク計画等の策定支援
	2. 公共交通を補完するシェアサイクルの利用促進	2-2-1	サイクルポート設置に向けた施設管理者への働きかけ
		2-3-1 2-3-2	地域内の自転車通行空間の整備推進 自転車通勤の促進
	3. 安心安全～守る～ 安全で安心な自転車利用文化の醸成	3-1-1 3-1-2 3-1-3 3-1-4	ライフステージに応じた交通安全教育の実施 教職員及び公務員に対する交通安全教育の実施 地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進 交通安全に関する指導技術の向上
		3-2-1 3-2-2 3-2-3 3-2-4 3-2-5 3-2-6	自転車用ヘルメットの着用率向上に向けた取組の推進 交通安全意識向上及び自転車の通行ルールの周知 自転車運転者講習制度の着実な運用 市町村の実施する自転車の安全対策の実施に向けた支援 自動車・二輪車ドライバーに対する安全啓発の実施 自転車損害賠償保険等への加入の周知
		3-3-1 3-3-2 3-3-3	自転車の安全な交通の確保に資する交通規制の実施 違法駐車の積極的な取締り 自転車指導啓発重点地区、路線における重点的な取締りの実施



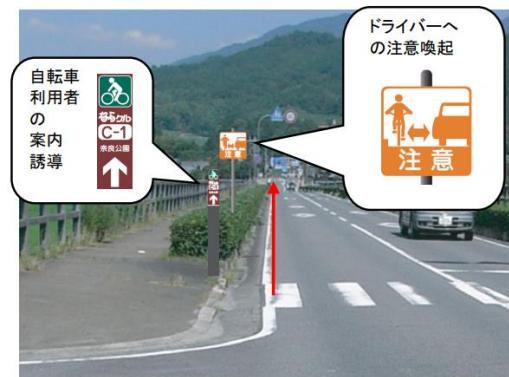
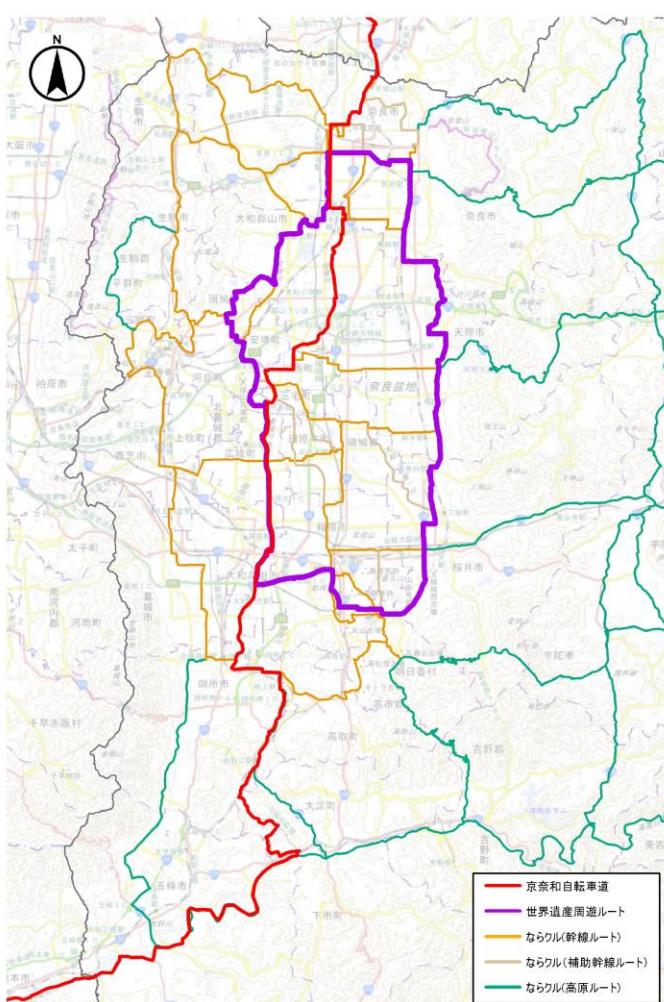
【目標】 自転車による観光地への周遊を促すサイクルツーリズムの推進

施策 1-1 サイクルツーリズムの基盤となるサイクリングルートの維持管理

県内サイクリングルートの交通状況を踏まえ、自転車の安全で快適な走行環境の改善を図ります。

【措置 1-1-1】 広域的な周遊観光サイクリングルートの改善

県内サイクリングルートの安全で快適な走行環境を確保するため、交通状況や自転車利用者の意見を参考に走行環境の改善を検討、実施します。また、音声案内への対応を検討し、わかりやすい案内の充実を図ります。



▲ルートのわかりやすい案内



▲自転車通行空間の明示



▲側溝の改良等による安全性の向上（イメージ）



施策 1-2 サイクルツーリズムを誰もが楽しめる受け入れ環境の充実

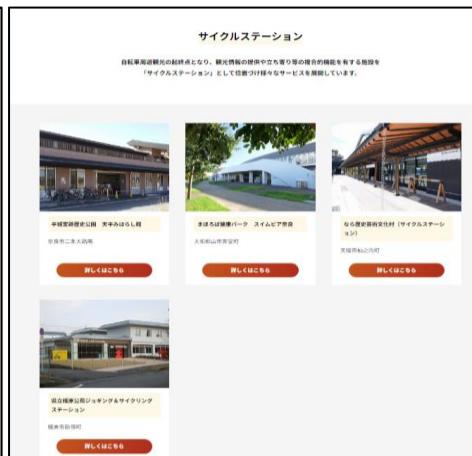
県内のサイクリングを安心して楽しめるよう、関係事業者と連携しサイクリストのサポートを充実します。

【措置 1-2-1】 サイクルステーションの利用促進

サイクルステーションの利用を促すため、情報発信の充実・強化を推進します。



▲サイクルステーション 道の駅「クロスウェイなかまち」
(令和6年11月30日オープン)



▲HPへのサイクルステーション掲載

【措置 1-2-2】 サイクルトレイン等の実施に向けた検討

他府県のサイクルトレイン等に関する事例を収集し、実施スキームの検討を行います。

県内で実施しているサイクルトレインの利用方法等、公共交通と自転車を組み合わせた移動方法として双方の利用促進に向けた情報発信を行います。また、サイクルトレインの利用者にサイクリングルートへの案内を実施するなど、サイクルトレインを活用した観光周遊を促進します。



▲近鉄田原本線サイクルトレイン実施の様子



【措置 1-2-3】自転車を利用した周遊観光を支える拠点施設の充実を図るため、認定の推進

あらゆる交通手段（自転車、電車等公共交通、自家用車）で来られる県外・県内のサイクリストの利便性向上を図るため、各種事業者と連携し、サイクリストにやさしいサービスでおもてなしをする「ならくる・サポーター」の認定を推進します。認定施設には HP やサイクリングマップでの紹介と認定ステッカーの配布を行います。また、サイクルツーリズムを支える拠点施設の充実を検討していきます。

自転車の休憩所

- 『自転車の休憩所』は、自転車利用者の皆様がサイクリング中に気軽に立ち寄って休息していただける施設です。
- 現在 186 施設あります。（令和6年11月時点）



トイレ



駐輪スペース



スポーツサイクル
対応空気入れの貸出



サイクリストにやさしい宿

- 『サイクリストにやさしい宿』は、自転車を安心して屋内に保管でき、自転車搬送サービスの取次が可能な宿泊施設です。
- 現在 57 施設あります。（令和6年11月時点）

① 自転車を安心して屋内に保管

- そのままの状態で、もしくは輸送袋等に収納した状態で、客室に持ち込み可能
- そのままの状態で、一般客の立ち入らない施錠可能な場所、もしくは玄関やロビーで保管可能

② 自転車搬送サービスの取次

- 宿泊者が送った自転車の受取や保管、滞在後の自転車発送の取次が可能



サイクリストにやさしい駐車場

- 『サイクリストにやさしい駐車場』は、車で来られるサイクリストが、駐車場を無料で利用可能な施設です。
- 現在 8 施設あります。（令和6年11月時点）



無料で利用可能な駐車スペース

※ 施設では以下のいずれかのサービス（有料）が受けられます



飲食



物販



シャワーもしくは温泉施設



▲ならくる・サポーターの取組



▲ならくる・サポーター認定マーク



施策 1-3 サイクリングを楽しむための情報発信の充実

自転車を活用した地域の魅力を発信することで、サイクルツーリズムを促進します。また、サイクルイベントの開催に関して、関係機関と連携を図ります。

【措置 1-3-1】自転車観光などの情報発信の充実

自転車利用者にとって有益な情報を提供するため、HP や SNS 等を用いて、奈良県のサイクリングの魅力を国内外に発信するとともに、奈良県でのサイクリングの楽しみ方を再発見できるような仕組みを検討します。また、公共交通との連携として、鉄道駅からサイクリングルートへの音声案内など、自転車を利用しやすい周遊案内の情報発信を行います。今後、インバウンドの状況を注視しながら、必要に応じて、情報発信の多言語化を充実していきます。



▲サイクリングマップ配布

【措置 1-3-2】奈良の特性を活かしたサイクルイベントの開催

美しい風景や歴史的な景観、文化財をはじめとする多くの観光資源を活かしたイベントの開催を推進します。

広域的な連携も視野に入れたスポーツツーリズムの実施を検討します。



▲奈良県内の自転車イベント



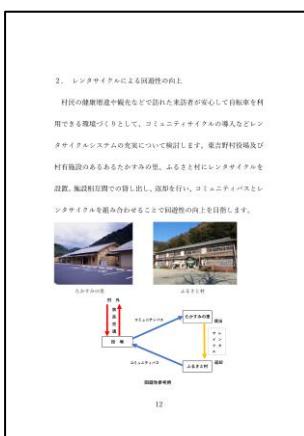
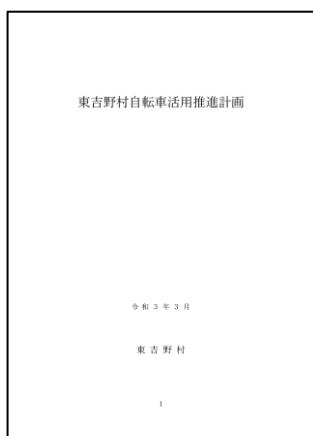
【目標】 自転車を快適に利用できる良好な生活環境の形成

施策 2-1 市町村における計画策定の促進

市町村の自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画の策定を促進します。

【措置 2-1-1】 市町村版自転車活用推進計画・自転車ネットワーク計画等の策定支援

市町村における自転車活用推進計画や自転車ネットワーク計画の策定促進に向け、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省（R6.6 改定））」や「地方版自転車活用推進計画策定の手引き（国土交通省（H30.8））」を各市町村へ周知するとともに、県内の自転車施策やまちづくり、健康増進等、自転車の利点を含めた情報提供を行い、計画策定の支援を行います。また、自転車活用推進計画未策定の地域において、学校周辺や細街路等で原則左側通行であることを周知し、計画策定を支援していきます。（措置の参考値として自転車走行空間の整備延長を整理します。）



策定予定市町村	
五條市	安堵町
御所市	高取町
葛城市	広陵町
宇陀市	河合町
平群町	

▲東吉野村自転車活用推進計画（一部抜粋）

▲今後策定予定の市町村

施策 2-2 公共交通を補完するシェアサイクルの利用促進

公共交通の機能を補完するシェアサイクルの利用促進により、観光振興や地域の活性化を図ります。

【措置 2-2-1】 サイクルポート設置に向けた施設管理者への働きかけ

公共交通機関（鉄道、路線バス等）やサイクルステーション等からの利用を踏まえ、シェアサイクルを利用しやすい環境を整えるため、公共用地や鉄道駅周辺へのサイクルポート設置に向け施設管理者へ働きかけを行います。また、鉄道駅からサイクリングルートへの案内等、目的に応じたシェアサイクルの利用促進方法を検討します。



▲奈良公園内のサイクルポート



▲結崎駅前のサイクルポート



施策 2-3 県民の健康増進に向けた、自転車通勤の促進や自転車利用環境の充実

県民の健康増進のため、自転車通勤を促進します。また、自転車空間の整備により、日常的な自転車利用を促進します。

【措置 2-3-1】地域内の自転車通行空間の整備推進

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省（R6.6 改定））」に基づいた、自転車通行空間の整備を推進します。また安全で快適なわかりやすい自転車利用ネットワークを構築するため、近年の自転車施策の変化等を踏まえ、平成 23 年 7 月に策定された「奈良県自転車利用ネットワークづくりガイドライン」について、改定を行います。



▲普通自転車専用通行帯（広陵町内）



▲自転車通行空間（車道混在）

【措置 2-3-2】自転車通勤の促進

企業活動における自転車通勤を拡大するための広報啓発を実施します。



▲自転車通勤啓発チラシ

6.1 国による自転車通勤支援制度

「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト (国土交通省 自転車活用推進本部)

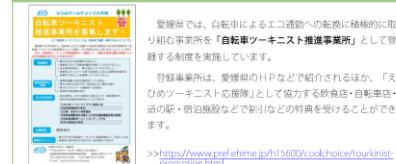
国土交通省 自転車活用推進本部では、通勤や業務における自転車利用の拡大に向けて、「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトを今後創設する予定です。

これは、自転車通勤を推進する企業・団体に対し、「宣言企業」と「優良企業」を認定し、それら企業・団体に対するか、認定された企業・団体が使用可能なロゴマークを発行や、自転車通勤の好例事例の発信を行うなど、国による企業・団体の自転車通勤支援プロジェクトです。

6.2 自治体などによる自転車通勤支援制度

自治体などによる自転車通勤の支援制度の事例を紹介します。

自転車ツーキニスト推進事業所登録制度（愛媛県）



>https://www.pref.ehime.jp/h15600/clickchoice/tourinst_promotion.html

【出典：愛媛県ホームページ】

▲国による自転車通勤支援制度等

自転車通勤推進企業宣言プロジェクト 始動!!

宣言企業認定ロゴマーク



▲自転車通勤推進企業宣言プロジェクト

自転車通勤を積極的に推進する事業者の取組を広く発信し、ひいては企業活動における自転車通勤や業務利用の拡大を図り、企業における自転車通勤の推進に関する自主的な取組を促進することを目的とした、自転車通勤を推進する企業・団体に対する認定制度



【目標】 安全で安心な自転車利用文化の醸成

施策 3-1 自転車による安全利用の促進に向けた交通安全教育の推進

自転車は環境にも健康にも良い優れた移動手段であり、ルールを守った運転を行うことが重要です。自転車文化の醸成のため、子供から高齢者までライフステージに応じた自転車の安全教育を実施するとともに、県民に自転車の交通ルールの啓発を行います。また、安全教育や啓発を担う指導者を育成します。

【措置 3-1-1】 ライフステージに応じた交通安全教育の実施

自転車に乗り始める子供とその保護者を対象として、親子交通安全教室を開催します。

高齢者の交通安全意識の高揚を図るため、高齢者向けの安全教室を実施します。

自転車利用者の保護意識の醸成を図るため、自動車教習生に対する自転車交通安全教育を実施し、自転車の通行ルール等の周知を行います。



▲子供と保護者に対する交通教室



▲高齢者向け安全教室

▼年齢層別の自転車安全教育

年齢層	主な教育内容	対応する措置
幼児	・自転車の乗り方、基本的な運転技術	措置 3-1-1：自転車に乗り始める際の親子交通安全教室の開催
小学校低学年	・自転車に慣れる、楽しむ など	
小学校高学年	・より高度な自転車運転技術 ・左側通行、歩道通行、基本的なルール など	措置 3-1-2：教職員向けの安全教室等の開催
中学・高校	・車道通行を基本とした交通ルール・マナー ・責任の自覚と他者への配慮 ・危険の予測と回避 など	
一般成人	・車道通行を基本とした交通ルール・マナー ・責任の自覚と他者への配慮 ・危険の予測と回避 など	措置 3-1-1：自動車教習所における教育の実施
高齢者	・基本的な運転技術・交通ルール ・身体機能の衰えの影響 ・事故発生時の救護 など	措置 3-1-1：高齢者向けの安全教室の実施

【コラム】幼児の自転車安全教育

平城宮跡歴史公園や鳴門など全国各地で未就学児を対象とした安心・安全な場所でのランニングバイクのレースイベント「ちびっこりだー」が開催されています。



▲平城宮跡でのランニングバイクイベントの様子



▲鳴門で開催されたランニングバイクイベントの様子



【措置 3-1-2】教職員及び公務員に対する交通安全教育の実施

奈良県教育委員会、奈良県安全教育研究協議会、奈良県高等学校等安全教育研究会が主催となり、学校安全の中心的・指導的役割を担う教職員に対して、学校安全教室講習会等を開催します。また、各学校における交通安全教育において、自転車利用のメリットやルールの意味等についても積極的に取扱うように努めます。

公務員に対する自転車通行ルールの周知や自転車の正しい乗り方の実践教育等により、ルールの遵守の徹底を図ります。



▲教職員向けの交通安全教室

▲市町村職員に対する交通安全講習

【措置 3-1-3】地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進

地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動を推進するとともに、委員のスキルアップを目的とした講習会等を開催します。



▲地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動

【措置 3-1-4】交通安全に関する指導技術の向上

交通安全に関する指導技術の向上を図るため、交通安全教育担当者に対して、効果的な指導要領や教育資機材の活用方法等を教養する講習会等を開催します。



▲交通安全教育担当者講習会



施策 3-2 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進

自転車利用者、その他道路利用者（歩行者、自動車・二輪車の運転者）に対し、自転車のルールや安全利用に関する広報啓発を行うことで、交通安全意識の向上を図ります。

【措置 3-2-1】自転車用ヘルメットの着用率向上に向けた取組の推進

「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(令和元年)」や「第 11 次奈良県交通安全計画(令和 3 年)」に基づき、交通安全に関する普及啓発活動の一環として、ヘルメット着用促進に向けた広報啓発を実施します。具体的な取組として、大型商業施設等におけるヘルメット着用促進に向けた広報啓発や、自転車販売事業者・防犯登録会との「自転車ヘルメットの着用促進に関する協定」に基づく情報提供、高等学校における自転車通学生徒に対するヘルメット着用の校則化（許可条件化）の働きかけ、全市町村に対するヘルメット購入費助成の働きかけを行います。



▲交通安全普及啓発活動



▲自転車のヘルメット着用等を周知する YouTube 動画



【措置 3-2-2】交通安全意識向上及び自転車の通行ルールの周知

交通安全意識を向上させる交通安全教育及び広報啓発を実施します。

自転車安全利用五則等ルールの周知に向けた広報啓発活動を実施します。

令和6年5月17日に公布された道路交通法の一部を改正する法律に盛り込まれた自転車等の交通事故防止のための規定（いわゆる「青切符」を用いた取締りの導入など）について、積極的に広報啓発し、周知を図ります。

令和6年 春の交通安全県民運動 奈良県実施要綱

交通事故のない やすらぎの大和路づくり
~大和の交通マナーを高めよう~

運動期間
令和6年4月6日(土)～4月15日(月)

令和5年度交通安全ポスター金賞受賞作品

桙井市立桙井小学校4年(当時)
土家 梨園さんの作品

天理市立南中学校2年(当時)
今西 波さんの作品

運動の重点

1 こどもが安全に通ける道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
新入り規制による新たな道幅・速度を実現するこどもたちへの交通安全教育や、横断歩道における駆け引き活動を推進しましょう。
横断するときは、手をあげるなど、運転者に対して標識する意気を手元に伝え、安全を確実にしてから渡りましょう。
■内閣一チー：4月8日(月)

2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆすり合い」運動の励行
ダイヤマークの先には必ず横断歩道があります。横断歩道手前では減速し、標識を通じての歩行者優先義務を守りましょう。
■内閣一チー：4月12日(金)

3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
自転車や電動キックボード等に乗るとさはヘルメットの着用を徹底し、交通ルールを守って、事故防止に努めましょう。
■内閣一チー：4月6日(土)

4 高齢者の交通事故防止(奈良県重点)
加齢に伴う身体機能の変化を理解して安全な交通行動を実践しましょう。
また、歩行時や反射材用品等を着用しましょう。
■内閣一チー：4月11日(木)

5 二輪車・原付車の交通事故防止(奈良県重点)
スピードの出し過ぎや無理な追い越しに行わず、車間距離をとって、安全運転に努めましょう。
■内閣一チー：4月14日(日)

4月10日(水)は交通事故ゼロを目指す日です(全国一齊)

自転車安全利用五則

①車道が空則、左側を行く
②歩道は歩行者、歩行者を優先
③交差点では信号と一緒に停止する
④左折時は左を右に
⑤飲酒運転は絶対
⑥ヘルメットを着用

自転車保険に加入しましょう

○県内県での条例により自転車保険への加入が義務となっています。
○自転車事業の加盟店者になつてしまふことがあります。万一の事故に備え、自転車保険に必ず加入しましょう。

シカネットくん

▲春の交通安全県民運動奈良県実施要綱



▲ラジオ放送で周知活動



【措置 3-2-3】自転車運転者講習制度の着実な運用

チラシの配布や奈良県自転車総合対策連絡協議会の開催等を通して、自転車運転者講習制度の周知徹底を図り、一定の違反行為を反復して行った自転車運転者を対象として、自転車運転者講習制度の着実な運用を実施します。

**改正道路交通法の施行により平成27年6月1日から
自転車を運転中に「危険行為」を繰り返した場合**

「自転車運転者講習」
を受けなければならぬことになります
※ 受講者の特性に応じた個別の指導を含む3時間の講習
(講習手数料 6,000円)

☆ 講習の対象となる危険行為(14種類)
信号無視・一時停止・道幅狭い運転し・歩道切立入りなど(詳細は裏面に記載)
※ 講習の対象には14種類せんが、二輪車・原付・バイク・イマムラ・使用車などは道路交通事故で禁止されていて、違反した場合は处罚の対象となりません。

☆ 自転車運転者講習制度のねらい
※ 3年以内に2回以上
危険行為を反復

※ 受講命令に違反した場合
…5万円以下の罰金

自転車も加害者になれば、高額な賠償金を請求されることに…
賠償額

自転車×歩行者
9,521万円
(H25.7.4 神戸地裁判決)
自転車×自転車
9,266万円
(H26.5. 東京地裁判決)
自転車×歩行者
6,779万円
(H15.9.30 東京地裁判決)
自転車×オートバイ
4,043万円
(H17.9.14 東京地裁判決)

自転車×歩行者
男子小学生(11歳)が夜間、歩道と車道の区別のない道幅で歩行中の女性(50歳)を自転車で撞き倒し、女性は頭部を重創となり、意識障害となりました。
自転車×自転車
男子高校生が夜間、自転車運転者の少ない手前の歩道から車道を斜め横断するときに自転車を撞き倒し、自転車の運転者は意識障害となりました。運転者は自転車運転の喪失率の最大な被害者が残りました。
自転車×歩行者
男がガラ・ペタ・トロ名片手に下り坂をスピードを落とさず走行し、その勢いで歩行者を撞き倒して歩道の歩道を横断する女性(38歳)と衝突し、女性に亡くなっています。
自転車×オートバイ
男子高校生が朝、歩道で交差点の横断歩道を歩行中に男性(後藤エイジ)が運転するオートバイと衝突し、男性は13日後に亡くなっています。

奈良県警察

1 信号無視
2 通行禁止違反
3 歩行者用道路における歩道の義務違反(歩行違反)
4 通行区分違反
5 路側帯通行時の歩行妨害
6 道路端切立入り
7 交差点安全進行義務違反
8 交差点優先権妨害等
9 環状交叉点安全進行義務違反
10 指定場所一時停止等
11 歩道通行時の通行方法違反
12 制動装置不良車運転
13 酒酔い運転
14 安全運転義務違反

▲自転車運転者講習の対象となる危険行為



▲奈良県自転車総合対策連絡協議会の開催



【措置 3-2-4】市町村の実施する自転車の安全対策の実施に向けた支援

市町村の実施する自転車の安全対策の実施に向けた支援を行います。

学校等が実施する自転車の安全対策に関する共通の指導教材の支援などについて、検討を行います。



▲児童・幼児向け通学通園路等安全教室の様子

【措置 3-2-5】自動車・二輪車ドライバーに対する安全啓発の実施

関係機関及び団体と協力し、自動車・二輪車ドライバーに対し、安全啓発を実施します。



▲関係機関と協力した安全啓発活動

【措置 3-2-6】自転車損害賠償保険等への加入の周知

チラシ、ポスター、県広報誌「県民だより奈良」、新聞各紙への掲載など、様々な媒体を通じて、自転車保険への加入義務の周知を行います。



▲自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例のポスター



▲多言語対応の自転車交通安全リーフレット



施策 3-3 自転車の安全で円滑な交通の確保に向けた取組の充実

自転車の安全運転に関する交通指導取締りや違法駐車の取締りを行うことで、自転車の安全で円滑な交通の確保を図ります。

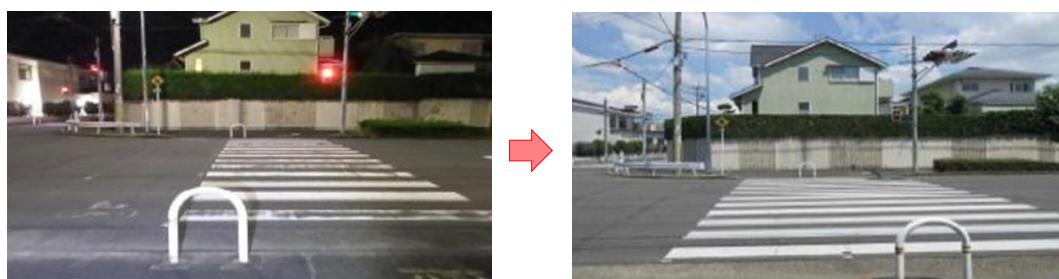
【措置 3-3-1】自転車の安全な交通の確保に資する交通規制の実施

自転車の安全な交通のため、道路管理者と連携し、普通自転車専用通行帯等の交通規制と整備を実施します。（措置 2-3-1 再掲）

歩道においては、普通自転車及び歩行者の安全な通行を確保するため、普通自転車歩道通行可の交通規制を見直します。また、自転車にとって不自然かつ不合理で、危険な横断を強いることになり得る自転車横断帯を原則として撤去します。



▲普通自転車専用通行帯（広陵町内）



▲自転車横断帯撤去

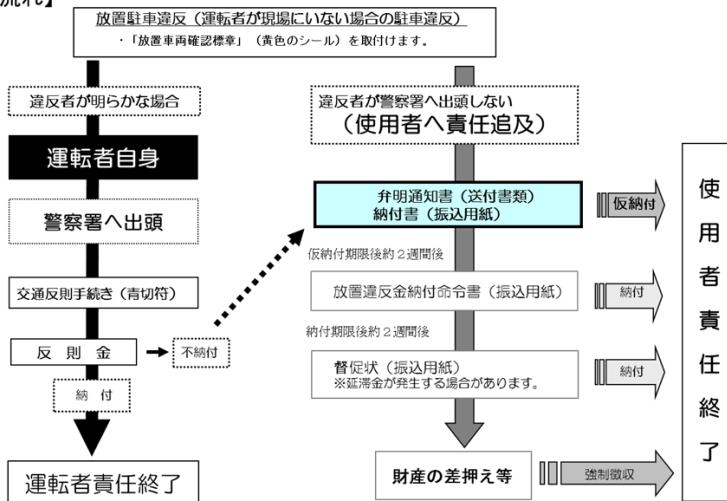


【措置 3-3-2】違法駐車の積極的な取締り

自転車の通行を妨げる違法駐車の取締りを推進し、自転車通行空間の確保を促進します。

駐車監視員による違法駐車取り締まりを行い、運転者責任の追及や違反車両の使用者の責任を追及する放置違反金制度を適切に実施します。放置違反金の滞納者に対しては、滞納処分を実施し、放置違反金の徴収に努めます。

【責任追及の流れ】



※ 放置駐車違反を繰り返した場合、車両の使用制限命令を受けることがあります。

（使用者責任の場合は、運転免許の行政処分点数は付加されません。）

▲道路交通法に基づく、運転者責任・使用者責任追及の流れ

駐車監視員活動ガイドライン			
令和6年3月			
◎ 延長			
駐車監視員は、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはできません）。			
◎ 活動方針			
駐車監視員は、下記の地域・路線を重点的に、活動時間内において巡回し、放置車両の確認等を実施します。			
◎ 審査事項			
★ 駐車監視員が以下駐車監視員活動ガイドラインの範囲内となります。但し、該ガイドラインの範囲外でも、もしくは、次の要件に該当する場合は、必ず警察署長の指示に依り確認事務を行なうことがあります。			
(1) 流動商贩に赴き途中等において、危険性、危険性、迷惑性が併存して實に放置車両を発見した場合			
(2) 110番等による災害等の緊急苦情に対する措置を受ける場合			
(3) 脱説的警察・警察署等により、駐車監視の悪化が予想される場合			
(4) その他、特例による審査事項がある場合			
★ 審査は、JR奈良駅周辺及びその周辺道路、地域及び活動時間内においても、必要に応じた取締り活動を行います。			
☆ 取付件数は、駐車監視員及び警察署による確認標章の取付け数で、駐車監視員の活動時間外に行なわれた取付け数も含みます。			
地域・路線（区間）	令和5年中 取付け数	活動時間	
近鉄奈良駅周辺	85件		
JR奈良駅周辺	213件		
近鉄新大宮駅周辺	58件		
奈良公園周辺	49件		
近鉄奈良原駅周辺	29件		
近鉄大和西大寺駅周辺	76件		
国道169号及びその周辺道路 (今在家交差点～高天交差点～二条大路南1丁目交差点)	43件		
国道169号及びその周辺道路 (済序東交差点～紀寺交差点)	5件		
構造木造橋田林及びその周辺道路 (油屋交差点～JR奈良駅前交差点～大森町交差点)	149件		
やすらぎの道及びその周辺道路 (法蓮中町交差点～高天交差点～八軒町東交差点)	35件		
三条通り及びその周辺道路 (三条栄町交差点～JR奈良駅前交差点～三条交差点～春日大社一の鳥居前交差点)	106件		
市道やか町高畑線及びその周辺道路 (川崎町交差点～馬場町交差点～智積院北交差点～高畑交差点～春日山道歩道入口)	30件		
市内循環道路及びその内側並びにその周辺道路	207件		
奈良公園内道 (大仏前交差点～水谷橋北詰～三笠観光会館)	14件		
近鉄奈良駅・JR奈良駅・近鉄新大宮駅・近鉄大和西大寺駅周辺	136件	7～20時	

▲「駐車監視員活動ガイドライン」（奈良署）



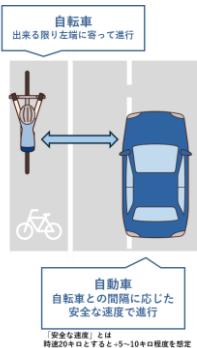
【措置 3-3-3】自転車指導啓発重点地区、路線における重点的な取締りの実施

自転車関連事故が現に発生、又は発生が懸念され、自転車の交通ルールの浸透が必要と認められる「自転車指導啓発重点地区・路線」において、交通指導取締りを重点的に実施します。

【コラム】道路交通法の改正

1. 自転車等の安全を確保するための規定の創設

自転車が車道通行する場合の安全確保の為、クルマやバイク、原付が自転車や特定原付を追い越し・追い抜くときの安全確保のルールが創設されました。



自動車等が自転車等の右側を通過する場合において両者の間に十分な間隔がないとき

自動車等 → 自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行

自転車等 → できる限り道路の左側

公布日：令和 6 年 5 月 24 日

施行日：公布日から 2 年以内の政令で定める

2. 原動機付自転車等の運転の明確化

一定の基準に該当する車両について、「特定小型原動機付自転車」が創設され、新しい交通ルールが定められました。



主なルール

- 車道通行の原則
- 16 歳以上
- 信号・標識に従う義務
- 右折の方法(二段階右折)
- 飲酒運転禁止
- 二人乗り禁止
- 自賠責保険(共済)への加入義務
- ヘルメット着用(努力義務)
- スマートフォンなど通話や画面を注視しながらの運転禁止

公布日：令和 4 年 4 月 27 日

施行日：令和 5 年 7 月 1 日



第4章 計画を推進するための必要な事項

4-1 関係者の連携・協力

自転車活用の推進には、関係者が密に連携し、一丸となって取り組んでいくことが重要です。関係者間で情報を共有し、連携を深めた上で、国、県、市町村、民間事業者などが協力し、地域の実情に即した自転車活用施策を推進していきます。さらに、県民が主体的に自転車を活用することが大切です。

4-2 計画のフォローアップと見直し

計画改定後 PDCA サイクルによるマネジメントを実施します。

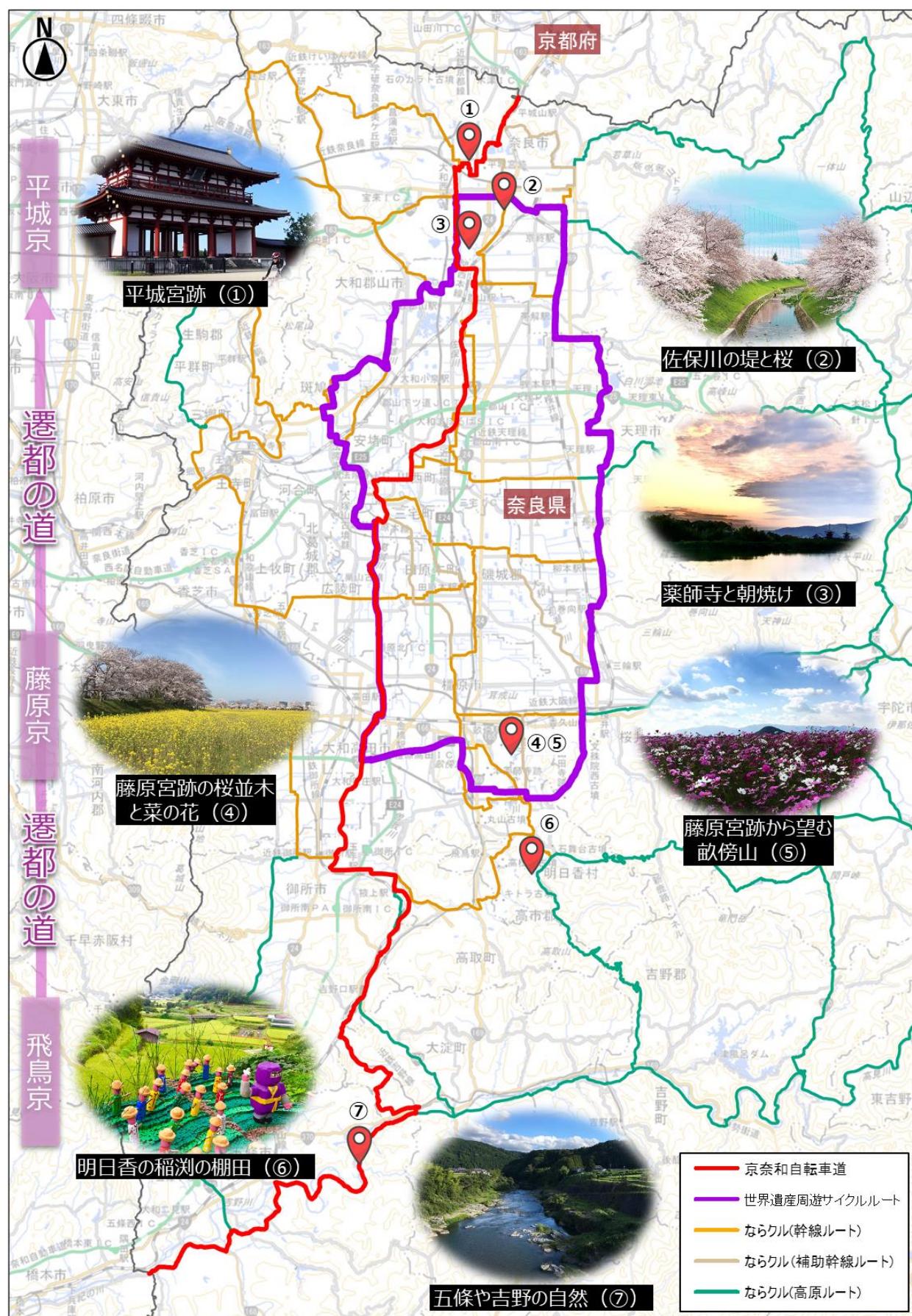
引き続き、自転車活用推進会議にて本計画に位置付けた施策についてフォローアップを行うとともに、措置の進め方などについても、有識者から意見を伺いながら進めていきます。



▲自転車活用推進会議の様子



【参考】奈良県内の広域周遊観光サイクリングルート





第2次奈良県自転車 活用推進計画

令和 年(　　年)月
奈良県
